

総財公第146号
総財準第21号
平成23年12月28日

各都道府県知事
各指定都市長 } 殿

総務副大臣
黄川田 徹

観光施設事業及び宅地造成事業における
財政負担リスクの限定について（通知）

平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）において、地方財政法（昭和23年法律第109号）の一部が改正され、事前届出制を導入する地方債協議制度の見直しが行われたところですが、このような地方公共団体の自主性・自立性を高める改革が進められていることから、地方公共団体の事業実施に伴う責任について一層留意する必要性が増しています。特に、経営に伴う収入によって企業債の償還等の経費をまかなうという独立採算制の原則を採用している公営企業については、事業の実施に当たり、経営が悪化した場合に地方公共団体に与える財政負担のリスクをあらかじめ厳格かつ慎重に判断することが求められます。

公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要な不可欠なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業であります。景気の変動等に伴い事業の採算性が著しく悪化した場合には、累積した赤字を処理するために、住民生活に必要な不可欠な公共サービスの縮小や住民に過度の負担を強いるような事態が生ずる恐れもあります。

このため、観光施設事業及び宅地造成事業を実施する場合には、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、下記の事項に御留意いただくようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村等に対しましても、周知されるようお願いいたします。
なお、詳細については別途お知らせいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。）を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援（出資・貸付け・補助）を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

- 2 1の留意点を踏まえた上でなお地方公共団体が観光施設事業及び宅地造成事業を新たに公営企業により実施する場合には、平成24年度から、原則として、当該団体の財政状況も勘案し一定の基準未達の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う予定である。

また、法人格を別にして事業を実施する場合においても、公的支援（出資・貸付け・補助）に係る地方債の発行について、同様の取扱いとする予定である。

- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

- 4 観光施設事業及び宅地造成事業以外の事業も含め、公営企業及び第三セクター等により新たに事業を実施する場合や既存事業の経営改革を進める場合には、地方公共団体の財政負担のリスクを限定するという観点から、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総財公第95号）及び「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財公第103号・総財企第75号・総財経第96号）の趣旨等も踏まえ、適切に対処していただきたい。

事務連絡

平成23年12月28日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課 } 御中

総務省自治財政局公営企業課

総務省自治財政局準公営企業室

観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスク
の限定に係る地方債の取扱いについて

「平成23年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（平成23年1月25日付け自治財政局財政課事務連絡）において、公営企業の中で、住民生活に密着したサービスを提供するものではなく、経済動向の変動等による事業リスクが相対的に高い事業を行う場合は、法人格を別にして事業を実施するなど、地方公共団体のリスクを限定することについて、別途その詳細を通知することとしていましたが、その基本的な方向は、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知。以下「財政負担リスク限定通知」という。）においてお知らせしたところであります。その地方債の取扱いに関する具体的な内容については下記のとおりであり、平成24年度以降の地方債同意等基準及び地方債同意等基準運用要綱に盛り込む予定ですので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県財政担当課及び各指定都市財政担当課におかれては公営企業関係部局及び自らが構成団体となる一部事務組合等に、各都道府県市区町村担当課におかれては貴都道府県内の各市区町村及び一部事務組合等に、周知をお願いいたします。

記

1 新たに公営企業により事業を実施する場合の地方債の取扱い（「財政負担リスク限定通知2前段」関係）

地方公共団体が観光施設事業及び宅地造成事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。）を新たに公営企業により実施する場合には、平成24年度から、原則として、新規事業（下記(1)）については、

当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満（下記(2)）の規模の事業に限り、地方債の発行について同意又は許可を行う。

ただし、平成23年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業については、平成28年度までは従前と同様の取扱いとする。

(1) 新規事業

新規事業には、新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含むこと。

なお、既存の企業において次のような事業を実施する場合にあっても、新規事業として扱うこと。

ア 新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模の概ね

150%を超える増改築を行う場合（観光施設事業）

イ 新規に事業を施工する地区が生じる場合（宅地造成事業）

(2) 当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満

次の算式によって算定した値が25%未満であること。

算式

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

算式の記号

A 当該事業に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

2 法人格を別にして事業を実施する場合の地方債の取扱い（「財政負担リスク限定通知1(4)及び2後段」関係）

観光施設事業及び宅地造成事業について、法人格を別にして事業を実施し、地方公共団体が当該法人に対して公的支援（出資・貸付け・補助）を行う場合には、回収確実性等の一定の基準を満たすものに係る地方債の発行について引き続き同意又は許可を行う。

ただし、法人に対する公的支援（出資・貸付け・補助）や法人の債務に対する損失補償の内容又は水準によっては、財政負担リスクという点で公営企業により実施する場合と同じような問題が生ずることから、公的支援（出資・貸付け・補助）に係る地方債の発行についても1と同様の取扱いとする。この場合に、1(2)の算式の記号Aについては、当該事業に対する出資金債・貸付金債・

補助金債に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）及び損失補償契約に係る債務の合算額とする。

